

# 水土里ネット豊田

令和7年7月7日 No.20  
発行 豊田土地改良区  
豊田市司町3丁目8番地  
TEL 0565-28-2855  
題字 三浦孝司理事長揮毫

組合員の皆様へ

## ごあいさつ

豊田土地改良区理事長 三浦孝司

組合員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より豊田土地改良区の運営並びに事業推進にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年の8月頃から続く、猛暑などが原因で、コメの収穫量減少による価格高騰が続く中、今年も4月下旬より水稻栽培が始まりましたが、夏頃までのコメの品薄への不安は払拭できません。

一方、米農家は30年以上前から、コメの価格を維持するために減反政策を実施してきましたが、コメの価格は下がり続け、米農家は収益が出ない状況でも、日本人の主食である米の確保に努めてきました。加えて肥料・燃料・機械本体の価格高騰、耕作者の高齢化、担い手不足の中、農家の労力・経費に見合った価格、将来の農業が持続できる適正な対価に見直されることを強く望んでいます。今後、稲作の作付体系を見直し、それに伴う農業用水の配水管理に努めてまいります。

当改良区管内の施設更新事業においては、愛知県が施工主体の枝下用水幹線水路の震災対策工事が着工から6年が経過し、予算規模、施工進捗も本格化してまいりました。工事期間中の断水につきましては、ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしく願いいた

します。

また、上郷柳川瀬排水機場も更新された排水ポンプでの操作により、地域の浸水防止に努めています。

昨年度の当改良区管内の維持管理事業として、用排水路の更新、農道舗装、用水施設・パイプラインの修繕工事を38地区で実施しました。

また、新規事業計画として、若林東町狸山地区で基盤整備事業を計画しており、愛知県、豊田市のご指導の下、地権者・実行委員会、土地改良区が一丸となり、事業実施に向け法手続きを進めておりますので、地域の皆様には、ご理解、ご協力をお願いいたします。

これから水の需要も増える時期を迎えると同時に、豪雨対応にも注視し、安心安全な水管理及び地域防災について、役職員一同取り組んでまいります。

結びに、今年も実り多き秋の収穫を迎えることをご祈念申し上げご挨拶に代えさせていただきます。



震災対策農業水利施設整備事業 枝下用水2期地区

### 水土里ネット豊田 No.20 目次

- ・組合員の皆様へ…………… 1
- ・令和6年度臨時総代会の開催…………… 2
- ・令和6年度通常総代会の開催…………… 3
- ・事務局からのお知らせ…………… 4
- ・活動報告…………… 7
- ・令和6年度管内土地改良事業報告… 8
- ・断水のお知らせ…………… 10

## ▶令和6年度 臨時総代会の開催

「臨時総代会」を令和6年10月29日(火)午前10時より、豊田土地改良会館・3階 水土里ホールにおいて開催しました。

開催をしましたところ総代現員数82名中63名の出席がありました。臨時総代会は、三浦理事長の挨拶に始まり、議長に太田博康総代、副議長に近藤善房総代が

選任され、議案審議に入りました。

- 第1号議案 令和5年度 事業報告の承認について
- 第2号議案 令和5年度 一般会計及び地区委員会  
会計収支決算の承認について
- 第3号議案 令和5年度 財産目録の承認について

以上の3議案を慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり可決決定されました。



議長 太田博康総代



監査報告をする都築位兆総括監事



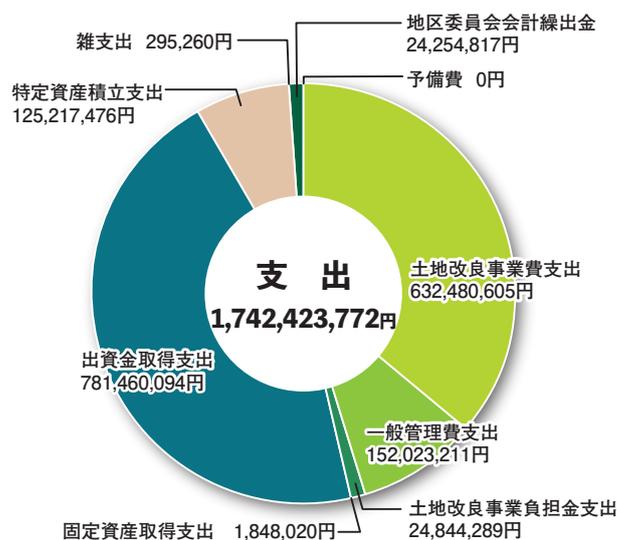
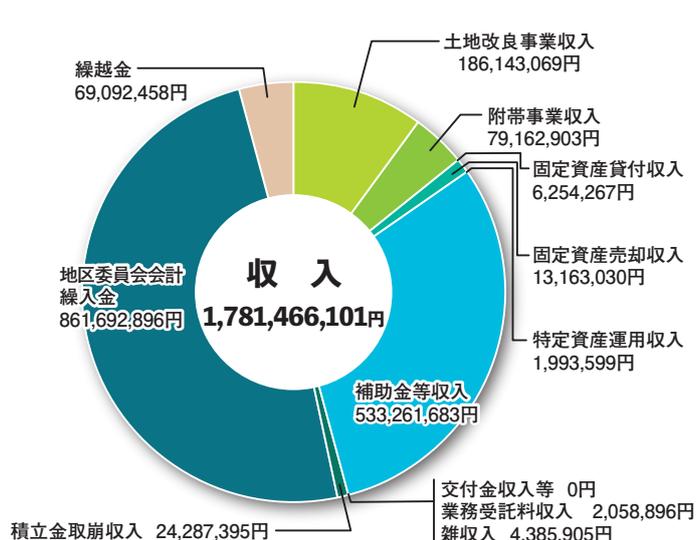
臨時総代会の開催状況

### 会計報告

## 令和5年度決算 令和5年度 一般会計収支決算の状況

### 一般会計

収入決算額	1,781,466,101円
支出決算額	1,742,423,772円
差引差額	39,042,329円 令和6年度へ繰越



### 《積立資産について》

財政調整積立資産	87,542,166円	職員退職給付積立金	109,296,640円
転用決済金積立金	528,515,480円	役員・総代退任手当積立金	9,000,000円
事業積立金	327,078,942円	減価償却積立金	216,652,727円

地区委員会会計の収支決算額についても、承認されました。

## ▶令和6年度 通常総代会の開催

「通常総代会」を令和7年3月17日(月)午前10時より豊田土地改良会館・3階 水土里ホールにおいて開催し総代現員数81名中59名の出席がありました。太田稔彦豊田市長を始め神谷和利愛知県議会議員、関係する愛知県、豊田市、あいち豊田農協の方々をお招きして開催することができました。総代会は、三浦理事長の挨拶に始まり、議長に太田博康総代、副議長に酒井信夫総代が選任され、議案審議に入りました。

- 第1号議案 令和6年度 一般会計及び地区委員会会計補正収支予算の議決について
- 第2号議案 豊田土地改良区 規約の一部改正議決について
- 第3号議案 豊田土地改良区 会計細則の一部改正議決について
- 第4号議案 令和7年度 事業計画の議決について
- 第5号議案 令和7年度 組合費の賦課徴収方法並びに時期の議決について
- 第6号議案 令和7年度 加入金の賦課並びに徴収時期の議決について

- 第7号議案 令和7年度 地区除外等処理規程による決済金の議決について
- 第8号議案 令和7年度 役員・議長・副議長・総代の報酬及び費用弁償額の議決について
- 第9号議案 令和7年度 一般会計及び地区委員会会計収支予算の議決について
- 第10号議案 令和7年度 会計保管にかかる歳計現金の預入先の議決について
- 第11号議案 令和7年度 一時借入金及び限度額の議決について

以上の11議案を慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり可決決定されました。



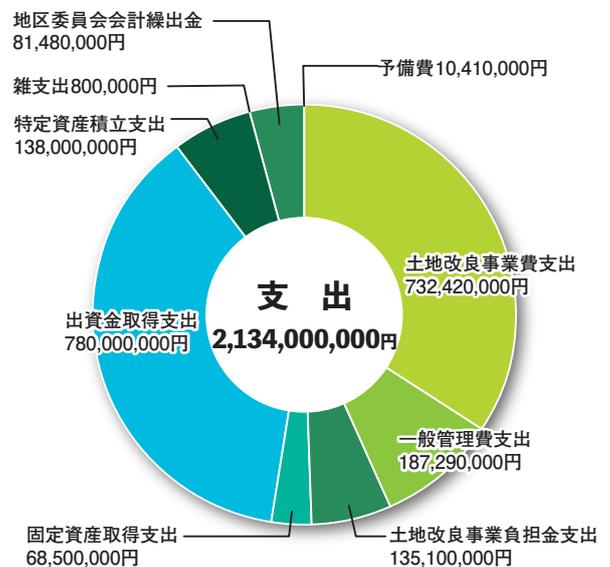
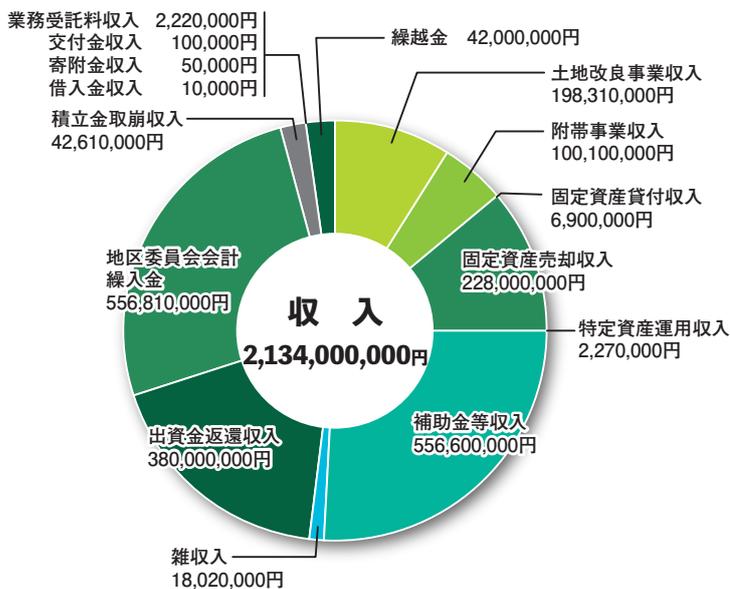
通常総代会開催状況

### 会計報告

## 令和7年度予算 令和7年度 一般会計収支予算の状況

### 一般会計

収入予算額	2,134,000,000円
支出予算額	2,134,000,000円
差引差額	0円



地区委員会会計の収支予算額についても、承認されました。

## 賦課金のお知らせ

賦課金の賦課通知書を7月に発行致します。なお、**令和7年4月1日現在**の地積を基準に発行しています。

- ◎経常賦課金は、土地改良区の運営事務費などに使われています。
- ◎維持管理賦課金は、用排水路や揚排水機場などの施設の維持管理のために使われています。
- ◎事業賦課金は、各種土地改良事業の地区負担金に充てるものです。

## 各種金融機関での改良区賦課金等の振込みについて

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行により、金融機関の窓口において振込みをする場合には、本人確認のための公的機関の発行した証明書類等（運転免許証、保険証、年金手帳等）の提示を求められることがあります。

## 農地転用、地区除外申請について

農地転用などにより地区除外をされる場合は、土地改良区への申請手続きと農地転用決済金の納付が必要になります。

- ◎農地転用（宅地、駐車場等）するとき
- ◎公共事業用地（道路、河川用地等）で買収されるとき
- ◎現況証明や、非農地の設定を受けた農地ならびに土地区画整理事業内のとき

これらの手続きが行なわれないと、台帳から除外できないため、従来通り賦課金が賦課されますのでご注意ください。

農地転用決済金は一定の要件を満たす場合は、譲渡費用と認められることがあります。詳しくは税務署にご相談ください。

### 転用決済金とは

農地を農地以外に転用する際に本来維持管理費等（賦課金）としていただく費用を決済時に一括してお支払いしていただき、残存する農地が将来、加重的な負担にならないようにするものです。

## 個人情報について

業務を円滑に実施するために取得した個人情報は、厳密に管理しています。なお、ご本人から開示請求された場合は、本人確認をお願いすることがありますので、ご理解・ご協力をお願い致します。

# 賦課金通知書が変わりました

振込用

令和7年度から豊田土地改良区の賦課システム変更により賦課金通知書が変わりました。

口座振替用

**賦課金通知書** (印字用紙)

令和7年度1期

賦課基準	地積	課税率(%)	金額(円)
経常賦課金	1,000.00㎡	1.300	1,300
維持管理費	1,000.00㎡	2,500	2,500
<b>賦課金合計</b>			<b>3,800</b>
延滞金			0
督促手数料			0
<b>総合計</b>			<b>3,800</b>

千471-0831 組合員(000000001)  
豊田市司町3丁目8番地  
水土里 次郎 様

右記の賦課金を下記より振替させていただきます。  
令和7年7月10日  
豊田土地改良区 (〒47001500)43897  
理事長 理事長 三浦 孝司  
振替日 令和7年7月31日(納期)令和7年7月31日  
指定口座 金融機関 あいち豊田農協 本店  
口座名義 水土里 次郎  
口座番号 普通 9999999

**賦課金通知書兼領収書** (印字用紙)

令和7年度1期

賦課基準	地積	課税率(%)	金額(円)
経常賦課金	1,000.00㎡	1,300	1,300
維持管理費	1,000.00㎡	2,500	2,500
<b>賦課金合計</b>			<b>3,800</b>
延滞金			0
督促手数料			0
<b>総合計</b>			<b>3,800</b>

千471-0831 組合員(000000001)  
豊田市司町3丁目8番地  
水土里 太郎 様

右記の賦課金を下記のとおり納付いたします。  
令和7年7月10日  
豊田土地改良区 (〒47001500)43897  
理事長 理事長 三浦 孝司  
納期日 令和7年7月31日  
納入場所 〆あいち豊田農協組合 本店 普通 9999999  
〆あいち豊田農協 豊田土地改良区 0000001 00001

**納入済通知書** (印字用紙)

令和7年度1期

賦課基準	地積	課税率(%)	金額(円)
経常賦課金	1,000.00㎡	1,300	1,300
維持管理費	1,000.00㎡	2,500	2,500
<b>賦課金合計</b>			<b>3,800</b>
延滞金			0
督促手数料			0
<b>総合計</b>			<b>3,800</b>

千471-0831 組合員(000000001)  
豊田市司町3丁目8番地  
水土里 太郎 様

右記の賦課金を下記より納付させていただきます。  
令和 年 月 日  
豊田土地改良区  
理事長 理事長 三浦 孝司 様

**収納金融機関(振込依頼書)** (印字用紙)

令和7年度1期

賦課基準	地積	課税率(%)	金額(円)
経常賦課金	1,000.00㎡	1,300	1,300
維持管理費	1,000.00㎡	2,500	2,500
<b>賦課金合計</b>			<b>3,800</b>
延滞金			0
督促手数料			0
<b>総合計</b>			<b>3,800</b>

千471-0831 組合員(000000001)  
豊田市司町3丁目8番地  
水土里 太郎 様

右記の賦課金を下記口座へ振込願います。  
令和 年 月 日  
金融機関 1111 ○○○銀行  
土地改良区 支店 222 △△△支店  
金融機関 白粉名義 ○○土地改良区 代表○○○  
口座番号 普通 1234567  
豊田土地改良区

## 組合員の皆様へお願い

賦課金の納期限内納入のお願い  
納期限：令和7年7月31日

納期限内に納入されるようご協力をお願いします。納期限内に納入されませんと延滞金が加算されますのでご注意ください。また賦課金を納期限内に納入されない組合員に対して滞納処分の前提となる督促状により督促をいたしております。



賦課金の納入は口座振替が便利です

取扱金融機関  
愛知県下の農協

- ◎申込手続きは、改良区の徴収係へお問い合わせ下さい。
- ◎口座振替をご利用の方は納期前に残高の確認をお願いします。
- ◎ATMを利用して振込みされる場合は、氏名の前に必ず組合員コードを入力して下さい。コード入力ができない場合は改良区までご連絡下さい。

# 組合員の異動は必ず手続きをしてください

- 組合員が死亡（相続）された場合
- 組合員が住所・氏名等を変更された場合
- 農地の取得・譲与・売買などされた場合
- 経営世帯主を交代された場合

上記の要件が発生した場合、速やかに資格得喪通知書等の手続きをお願いします。法務局への変更登記、市役所への変更手続きにあわせて土地改良区への変更手続きもお忘れなく。

**翌年の3月末日までに直接、土地改良区へ届出がありませんと台帳が変わりませんのでご注意ください。**

組合員資格得喪通知書(異動届)

豊田土地改良区 理事長 三浦 幸司

組合員番号 [ ]

住所 豊田市司町3丁目8番地

氏名 豊田 太郎

組合員番号 [ ]

住所 豊田市中郷町5丁目21番地12

氏名 水士里 花子

生年月日 [ ]年 [ ]月 [ ]日

電話番号 (0565) 121-0136 性別 男 (女)

下記のとおり異動しましたから、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

異動事由  
所有権の移転 ① 相続 ② 贈与 ③ 売買  
居住目的 ① 居住 ② 耕作  
その他 ① 経営移譲 ② その他 ( )

異動年月日 [ ]年 [ ]月 [ ]日

土地明細

町名	字名	地番	地目	用途	合組地積	配布地積	所有者
富岡	長根	17	田	田	991	991	水士里次郎

「印刷済」 「印刷」

## ご注意ください

土地改良法第42条第1項の規定により、賦課金を滞納されている土地を取得しますと新しい権利者に支払義務が生じます。事前に改良区にご確認ください。

## Q&A 組合員の皆様から寄せられた疑問にお答えします



**Q** 土地改良区って何をやっているの？

**A** 農業用水を配ったり、農道、排水路、用水路（パイプライン）の維持管理をしています。



**Q** 農協に組合員の変更手続きをしたのに変わっていないのですが。

**A** 農協と土地改良区は別の組織となりますので、土地改良区にも手続きが必要となります。



**Q** 土地改良区の賦課金はいつまで払うの？

**A** 耕作の有無に関わらず農地を所有している限りお支払いいただく必要があります。



● 郵送にてお手続きも可能です。用紙が必要な場合は徴収係までお問い合わせください。

豊田土地改良区 徴収係  
電話 0565-28-2855



活動報告

## ▶ 童子山小学校の出前事業 枝下用水路探索

令和6年10月24日に豊田土地改良区へ先生と生徒さんが訪れました。また11月12日には童子山小学校へ伺い出前授業を、12月4日には枝下用水の断水にあわせて実際の枝下用水路の中を歩き役割などを学びました。



改良区訪問による説明



職員による出前授業

## ▶ 豊田市博物館『とよはくパートナー』研修会

豊田市博物館の職員、博物館のボランティアの方々と令和6年11月4日に枝下用水の現地研修を実施しました。博物館の隣を流れる枝下用水の役割などを学びました。



美術館西側



10号放水門

## ▶ 職員・管理人による空気弁等の清掃講習会

毎年、用水管の空気弁、給水栓の清掃講習会を開催し、参加された配水総代及び地元役員は熱心に聴き入っていました。講習申込については工務課（TEL0565-28-2856）までご連絡ください。



豊田市吉原町地内

# 令和6年度 管内土地改良事業報告

## 県営事業

### 震災対策農業水利施設整備事業 枝下用水地区

事業費：483,469,049円  
事業内容：用水路工 L=0.25km

### 震災対策農業水利施設整備事業 枝下用水2期地区

事業費：553,276,955円  
事業内容：用水路工 L=0.15km



施工前(豊田市梅坪町地内)



施工中



施工後

### 緊急農地防災事業 吉原補助用水地区 事業費：76,281,700円 事業内容：排水路整備 L=312.8m



施工前



施工後





## 用水路や排水路、堤防にゴミを捨てないで下さい

本土地改良区では、毎年、用水路や排水路、農道に捨てられたゴミや除塵機にかかったゴミの処理に多額の費用を投じています。

特に、最近ではペットボトル、一般家庭ごみなどの投棄が目立ちます。このことにより、用水管の空気弁や給水栓・排泥弁に異物が詰まり水漏れ等の原因になり必要な時に取水ができないこととなりますので環境保護ならびに地域美化のためにもゴミや草刈後の草を用・排水路内に捨てないようにお願いします。



豊田市御幸町地内



## パイプライン 農業用水管の漏水について

パイプラインの漏水事故が年間を通じて、数十件発生しています。漏水は突然発生します。田や道路上に水が噴いているなど、お気づきになりましたら、**工務課** (Tel.0565-28-2856) までご連絡ください。



西田町



浄水町

## 断水のお知らせ

枝下用水幹線水路の更新工事により下記のとおり枝下用水区域全域を断水いたします。実際の断水期間は、断水日間近の水土里ネット豊田のホームページでご確認ください。断水につきましては、ご理解ご協力をお願いします。



項目/月	R7 9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
枝下用水通水期		10/27	①断水		1/18		3/9 3/15 ②断水					

**①令和7年10月27日(月)～令和8年1月18日(日) ②令和8年3月9日(月)～令和8年3月15日(日)**

※地域によっては通水開始日から3～4日、水の到達が遅れる場合もあります。  
 ※上記断水期間以外において天候の状況及び、ゲート施設補修、漏水工事等で短期間断水する場合があります。  
 ※令和17年度(予定)まで枝下用水幹線水路の耐震対策事業により断水日程が大きく変更となります。

冬季通水期間(10月1日～3月31日)は、水利権で許可された範囲内の水量で、浄化用水としての通水となります。皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。



水土里ネット 豊田

〒471-0831 豊田市司町3丁目8番地  
 TEL 0565-28-2855(代表・総務課) 28-2856(直通・工務課)  
 FAX 0565-28-2858  
 URL <http://toyotochi.org/> E-mail [toyo-kai@waltz.ocn.ne.jp](mailto:toyo-kai@waltz.ocn.ne.jp)